

松江市立図書館規則の一部を改正する規則ほか 8 規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 1 号

松江市立図書館規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 2 号

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 3 号

松江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の
一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 4 号

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 5 号

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 6 号

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規
則

松江市教育委員会規則第 7 号

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 8 号

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 9 号

松江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改

正する規則

松江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

松江市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 2 年松江市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この規則において、「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 22 条の 4 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。	（定義） 第 2 条 この規則において、「教育職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 28 条の 5 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。